

2019年度 法学部 FD 活動報告

法学部では、大学および法学部の自己点検・評価委員会と連携しつつ、授業の内容および方法の改善を図り、教員の教育指導の能力を高めることを目指した様々な試みを行ってきた。2019年度の主な活動内容を以下の通りである。

1. 演習関連の活動

2019年度法学部FD活動方針において、演習関連の課題として、次の3つの点が挙げられていた。(1) ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ2019』及び『利用の手引き』について、ゼミの教育内容の統一及び改善の観点から、引き続き内容の充実に努める。また全体講義についても、導入教育としての役割を踏まえつつ、法科大学院との連携を図りながら、より良い内容を検討していく。(2) キャリア教育について、「ベーシック演習」、「ミドル演習」との連携(授業の振り替えや、教員による事前・事後の指導)を強化することにより、法学部キャリア教育への低年次生の参加をさらに促進する。3年次生対象には、低年次生とは異なり法学部独自のキャリア教育プログラムは実施していないが、キャリアサポートプログラム及び就職プログラムの利用を「アドバンスト演習」等を通じて促す。(3) 2019年度Q2~Q4で実施されるミドル演習、アドバンスト演習の実施状況を検証し、将来の制度改革に向けて適宜検討していく。

それぞれについての今年度の活動について説明すると、まず(1)については、法学部自己点検・評価委員会における検討に基づき、『テキスト&マテリアルズ2019』および『利用の手引き』について、取り扱う内容の変更や資料を最新のものと差し替える、また(受講生に課題として示す)設問の見直し等の対応を、各担当者が適宜に行い、2020年度版を作成した。「ベーシック演習」の全体講義は、2019年度は合計7回実施された。内容としては、学科別学び方講座、法律家の仕事、法哲学、政治学、法の歴史がテーマとして取り上げられた。

(2)に関しては、南山大学の2019年度キャリアサポートプログラムを本学部で実施したものであるが、①1年生向けとして、「キャリアデザインサポート」に関する講義が法学部キャリア支援委員教員(渡邊泰子専任講師)によって行われた(2019年11月20日(水))。具体的な内容としては、キャリアとは何か、大学生活の中でキャリアについてどのように考えていくか、キャリア支援室の利用の仕方、インターンシップや就職活動にとりかかる時期などを講義した。次に②2年生向けとして「キャリアを考えよう—卒業後のキャリア形成や大学生活の過ごし方などを学ぶ。」に関する講義として愛知県社会保険労務士会からお招きした社会保険労務士(堀江知江氏)に、労働法で学ぶ内容と関連付けて、実際に生じうるアルバイト先や就職先などでのトラブルを解決するための知識と、その相談窓口などについて説明していただいた。(2019年12月4日(水))。これらの機会に関しては、参加者の提出課題をベーシック演習又はミドル演習の担当教員に返却しており、学生指導の参考に

できる状況が作られている。③3年次生については、法学部独自の特別なキャリア教育プログラムは実施しておらず、しかし開講されている大学のキャリアサポートプログラムへの参加を適宜、授業担当教員やQ2以降は演習担当の指導教員を通じてアナウンスすることで参加を促した。さらに個別の演習において、例えば出入国在留管理庁・名古屋入国管理局の見学を行うなどして、卒業後のキャリアの可能性を学生に示す試みも行われた。

(3) について、2019年度はミドル演習、アドバンスト演習をQ2、Q3、Q4に開講する形態に変更した(前年度はQ3、Q4、および翌年度のQ1に開講)。つまりQ1には2018年度のみドル演習及びアドバンスト演習が開講され、次のQ2には2019年度のみドル演習及びアドバンスト演習が開講されたが、支障なく実施することができた。なお学生数について、Q1におけるミドル演習の受講生は261名、アドバンスト演習の受講生は265名であり、Q2のみドル演習の受講生は261名、アドバンスト演習の受講生は264名であった。しかし依然として学年歴との齟齬は残っていたため、引き続き法学部自己点検・評価委員会において開講時期に関する検討を行い、2020年度からはQ1からQ4に(いわば通年で)開講することに決定した。

2. Q2における学びに関する課題

2016年度に開始された「海外法文化研修」は、2019年度にはその第4回目としてマッコーリー大学(Macquarie University、オーストラリア)での研修が実施された(2019年6月9日(現地到着)～7月6日(現地出発))。13人の法学部の学生が参加し、事前の南山大学での学習、マッコーリー大学での学習や経験を積み、帰国後はそれぞれが出発前にあらかじめ設定したテーマについて報告を行った(パワーポイントを用いたプレゼンテーション及びレポートの作成)。「海外法文化研修」は南山大学がクォーター制に移行する際に、クォーター制度の導入の趣旨の一つが海外研修・海外留学などに出かけやすくなるということであったことから、Q2に実施されてきた。しかし応募者は減少しており、その原因の一つがQ2に本学での履修を行えないことに学生が不安を感じていることが指摘されており、今後は受け入れ大学の意向も踏まえ、派遣時期についてはより柔軟にするなど、必要に応じた改善を図ることが望まれていると言えよう。

3. 司法特修コースの運用に関する課題

法学部では「司法特修コース」を2019年度の新入生から適用を開始した。司法特修コースとは、法曹、研究者その他の高度な法律専門職を目指す学生を対象に、法科大学院で行われているような双方向の少人数授業の履修、共同研究室の利用など、最適な学びの場を提供し、また、所定の要件を満たせば、3年次までに本学法務研究科または法学研究科への進学が可能なカリキュラムを提供している。つまり司法特修コースを受講する学生は、早い段階から高度な専門領域を学び、大学院進学レベルの実力をつけることができる。ただし司法特修コースに進むための成績上の一定の要件を設定した。2019年度末に司法特修コースへの

所属が認められたのは15名である。

4. 学生セミナー室の利用に関する課題

2019年度に法学部にはK棟・第二研究室棟・N棟の合計13室の学生セミナー室が割り当てられた。2019年9月より、利用対象を2年生向けミドル演習、3年生向けアドバンスト演習に限定し、平均3つのゼミで一部屋を利用する形で利用を開始した。その後、卒業論文演習を受講する4年生からの要望を受けて、各部屋の利用頻度などを考慮した上で、2019年度のみ卒業論文演習にも学生セミナー室の利用を認めた。学生セミナー室の利用初年度ということもあり、今年度は学生に学生セミナー室の適切な利用を促すため、事前に指導教員の承認を得て利用申請をおこなうことを条件としたため、手続の複雑さから、あまり学生セミナー室を利用しないゼミもあったようである。利用対象の拡大や利用申請の可否などについては、今年度の利用状況や学生・指導教員からの意見を踏まえて検討していく予定である。

5. 法学会関連の活動

南山大学法学会は、法学および関連諸学の研究を促進することを目的とし、法学部の専任教員を正会員、法学部学生ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科学生を準会員とする組織であり、法学会の活動も法学部のFD活動の重要な柱を構成している。2019年度法学部FD活動方針においても、法学会が教員及び学生の研究を促進する目的で組織されていることから、その本来の目的を確実に実現すべく、予定された諸活動を実施する（各種施設参観、外部識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など）とされていた。この方針に基づき、以下のような学問的・教育的活動を実施した。

(1) 前年度の成績優秀者を対象として、学部長表彰と懇親会を開催し、被表彰者から本学部の教育等に関する意見及び要望を聴取した(2019年6月5日(水))

(2) 施設参観については、笠松刑務所(2019年5月8日)、名古屋税関・中部空港税関支署(2019年9月2日)、愛知県警察本部(2019年12月4日)の3回の機会を提供した。

(3) 法学会講演会として、春季には阿部恭子氏(特定非営利活動法人World Open Heart代表)による「加害者家族の現状と支援」を開催した(2019年7月10日)。また秋期には福岡孝往氏(弁護士、本学法科大学院修了生)による「若手弁護士が取り組んだ行政訴訟と弁護団事件からの学び」を開催した(2019年10月29日)。

(4) 司法試験合格者祝賀会を開催し、合格者を祝福した(2019年9月20日)。

(5) 法学部検定試験成績優秀者21名を称える褒章会を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で延期された。

(6) 学部学生及び大学院生を対象に懸賞論文を募集したところ、2018年度(6編)であったところ、2019年度には2編の応募があった。審査の結果の公表及び表彰は、本来であれば卒業パーティーにて執り行う予定だったが、新型コロナウイルス拡大の影響のため、卒

業パーティーが中止となったため、郵送にて表彰状および副賞の図書カード 2 万円分を贈呈した。

(7) 南山法学第 42 巻第 3・4 合併号(清原泰司教授退職記念号)を 2019 年 6 月に発行し、第 43 巻第 1 号を 2019 年 9 月に、同巻第 2 号を 2019 年 12 月に発行した。

6. 法学部ゼミナール委員会活動関連の活動

2019 年度法学部 FD 活動方針において、ゼミナール委員会活動に対して適切で効果的な指導を行い、学生の主体的組織的な教育活動を育成支援する(サマーセミナー、機関誌『法友南山』の編集・発行、卒業記念パーティー、新入生歓迎交流会など)とされていた。この方針に基づき、学生の主体的・組織的な活動を、以下の通り支援・促進した。

(1) 学生による研究発表及び学生と教員との親睦の機会として、例年通り、法学部サマーセミナーを実施した。参加人数は教員が 11 名、学生が 47 名であった(2019 年 9 月 4 日～5 日、神言会多治見修道院研修センター)。

(2) 法学部ゼミナール委員会機関誌『法友南山』39 号を発行した(2020 年 3 月)。このなかでゼミナール委員会の活動内容を報告するとともに、ゼミ紹介や法学会懸賞論文の審査結果、その他法学部学生の関心事項を掲載することで、学生の交流と学習意欲の促進が図られた。

(3) 卒業パーティーと新入生歓迎交流会については、新型コロナウイルスの感染拡大予防措置のため、卒業パーティーについては中止、新入生歓迎交流会については延期となった。

7. FD 企画等の活動

2019 年度活動方針において、FD 企画等の活動の課題としては、「全学 FD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえて、法学部の FD 研修会を企画実施する。全学 FD 委員会主催又は法学部主催の FD 研修会・講演会についても、FD 委員より積極的にアナウンスを行い、参加者を募ることとする。さらに、必要に応じて専任教員の教育力向上に資する支援・促進活動を行う。日常的授業参観については、実際に参観する教員が極めて少ないという現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める」とされていた。この活動方針に基づいて、法学部として FD 研修会を開催した。すなわち近年図書館を通じて電子ブックの契約が進められているが、こうした新しいサービスを教育・研究のために積極的に利用できるようにするため、「電子ブック・ライブラリ利用講習会」をトムソン・ロイターから講師を招いて行った(7 月 3 日(水))。法学部から教員 29 名、また事務職員 2 名の参加があり、質疑も熱心に行われた。次に日常的授業参観については、今年度も積極的利用は見られなかった。この要因については、現在は参観された側に報告書の提出が求められるなど、形式的な要件が積極的(日常的)な利用を妨げているとすでに指摘されているところであり、今後こうした点の再検討が望まれていると言えよう。